

環 境 局

【 代 表 課 】

環境総務課 048 - 829 - 1323 (直通電話番号)

(各事業のお問い合わせ先がご不明の場合には、上記代表課にてご確認ください。)

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 環境局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2	附 表 3
1	(歳入)浄化槽業者登録手数料	浄化槽保守点検業者登録申請受付手数料	105					1					1	浄化槽保守点検業者の登録の申請に対する審査手数料。		登録の申請に係る手数料であり、適正な額であることから見直しを要しない。	0.6			1				環境対策課	ク-1	
2	(歳入)浄化槽業者登録手数料	浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付手数料	5					1					1	浄化槽保守点検業者の登録簿の謄本交付に掛かる手数料。		謄本交付に係る手数料であり、適正な額であることから見直しを要しない。	0.6			1				環境対策課	ク-1	
3	(歳入)浄化槽業者登録手数料	浄化槽清掃業許可申請受付手数料	240					1					1	浄化槽清掃業の許可申請を受付ける時の手数料。		許可申請書を受付ける際の手数料であり、適正な額であることから見直しを要しない。	0.6			1				環境対策課	ク-1	
4	(歳入)行政財産使用料		3		1								1	電気事業及び第1種電気通信事業の用に供するため、鈴谷清掃工場敷地内に第3種電柱及び電柱支線を設置を認め、行政財産土地使用料を徴収している。(さいたま市道路占有料徴収条例第3条)		さいたま市道路占有料徴収条例に則り、今後も徴収していく。	0.1			1				廃棄物対策課	カ-3	
5	(歳入)塵芥処理手数料		42,785										1	3	市民から排出される粗大ごみ等の戸別収集を実施し、手数料を徴収するもの。納付券を購入し貼り付けることにより収集時の立会が不要である。戸別収集の対象は、最大の辺が90cmから2m未満で、1品520円となる。また、特定適性処理困難物の料金設定もある。		粗大ごみ受付センターの申し込み問い合わせが多く、若干繋がりにくい時間帯が生じる事がある。利用者の利便性という観点から、需要に対し、回線やサービス供給の量を検証しながら事務を進める。	0.2			1				廃棄物対策課	オ-4
6	(歳入)一般廃棄物処理業許可手数料		1,788										1	1.3	一般廃棄物処理業(収集運搬業及び処分業)の新規許可申請、変更許可申請、許可更新申請に対する審査手数料を徴収している。		現行手数料は他市と比較して高めの設定であるので、現状を維持する。	0.2			1				廃棄物対策課	ク-1
7	(歳入)犬猫処理手数料		2,415										1	3	市民が飼育していたペットが亡くなった場合、収集し、手数料を徴収するもの。死骸は火葬処理する。1頭あたりの料金は、1,050円となる。		概ね適正な事業運営がなされている。	0.2			1				廃棄物対策課	オ-4
8	(歳入)し尿処理手数料		66,907		1									3	市民から排出されるし尿等を収集し、手数料を徴収する。手数料は世帯割り人員割となり、モデルケースとして、4人世帯の場合は、月額1470円となる。		し尿処理手数料を滞納の督促に応じない世帯に対する対応	0.3			1				廃棄物対策課	カ-1
9	(歳入)資源物中間処理手数料		22,554										1	2	事業系ごみのうち、資源化可能な紙ごみのリサイクルを推進し、焼却ごみの減量を図ることを目的に、リサイクルルートを構築している。処理手数料を減額することによりインセンティブを持たせている。		事業系ごみ処理手数料の改定があれば、減額額を検討する必要があるが、現状では70円のインセンティブを維持する。	0.3			1				廃棄物対策課	ク-1
10	(歳入)産業廃棄物許可申請手数料		88,451										1	1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する、産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の許可申請に係る審査に伴い手数料を徴収するものである。		地方公共団体の手数料の標準に関する政令で定められた金額を条例で規定し徴収している。				1				産業廃棄物指導課	ク-1
11	(歳入)使用済自動車審査手数料		293										1	1	使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する、許可・登録事務の申請にかかる審査に伴い手数料を徴収するものである。		地方公共団体の手数料の標準に関する政令で定められた金額を条例で規定し徴収している。				1				産業廃棄物指導課	ク-1

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 環境局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書				担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2			附 表 3	
12	(歳入)行政財産使用料		5									1	1	西清掃事務所等所管地内の電柱及び自動販売機設置の土地 使用料徴収及び使用申請処理。 さいたま市行政財産の使用料に関する条例 第2条で使用 料が定められている。		さいたま市行政財産の使用料に関する条例第2条・さいたま 市財産規則第25条により継続。					1				西清掃事務 所	カ-3	
13	(歳入)行政財産使用料		10									1	1	東清掃事務所等所管地内の電柱及び自動販売機設置の土 地使用料徴収及び使用申請処理。 さいたま市行政財産の使用料に関する条例 第2条で使用 料が定められている。		さいたま市行政財産の使用料に関する条例第2条・さいたま 市財産規則第25条により継続。					1				東清掃事務 所	カ-3	
14	(歳入)犬猫処理手数料		1									1	1	犬、猫などの小動物の死がいを自ら処分をすることがで きず、持ち込みがあった場合に引き取りを行う。		今後も科目設定を継続する。							1			大崎清掃事 務所	オ-3
15	(歳入)行政財産使用料		10									1	1	市有地内にある東京電力㈱の電柱の設置してある土地の 使用料です。 さいたま市行政財産の使用料に関する条例第2条に料金が 定められている。		電力供給は、公共的事業であるため、市有地の使用につい ては今後も継続する。	0.1					1			環境施設課	カ-3	
16	(歳入)新クリーンセンター 整備事業	廃棄物適正処理・処分推進事 業	3,304									1	1	市民のリサイクル活動機能を備えたりリサイクルセンター及び 高効率で熱回収発電等を行う廃棄物処理施設を整備する とともに、既存の廃棄物処理施設の更新など、廃棄物の適 正な処理・処分を推進します。		今後も適正に処理する。	3.0	0.0	0.0		1				新クリーン センター建 設準備室	ク-1	
17	(歳入)行政財産使用料	(歳入)行政財産使用料	16									1	1	西部環境センターの地域性を考慮し、また見学者等の利便 性を図るため設置を許可している自動販売機の行政財産使 用料について、さいたま市行政財産使用料に関する条例第 2条及びさいたま市財産規則第25条を根拠に徴収する。		さいたま市行政財産使用料に関する条例第2条及びさいた ま市財産規則第25条を根拠に受益者負担の原則に基づい て徴収する。	0.0	0.0	0.0		1			西部環境 センター	カ-3		
18	(歳入)塵芥処理手数料	(歳入)塵芥処理手数料・家庭 系	1,291									1	1	市民生活の環境保全及び公衆衛生の向上並びに資源の循 環利用を図るため、さいたま市廃棄物の処理及び再生に関 する条例第29条・30条及びさいたま市廃棄物の処理及び 再生に関する規則第15条を根拠に徴収する。		市民生活の環境保全及び公衆衛生の向上並びに資源の循 環利用を図るため、受益者負担の原則に基づいて徴収す る。	0.0	0.5	0.0		1			西部環境 センター	オ-3		
19	(歳入)塵芥処理手数料	(歳入)塵芥処理手数料・事業 系	643,377									1	1	市民生活の環境保全及び公衆衛生の向上並びに資源の循 環利用を図るため、さいたま市廃棄物の処理及び再生に関 する条例第29条・30条及びさいたま市廃棄物の処理及び 再生に関する規則第15条を根拠に徴収する。		市民生活の環境保全及び公衆衛生の向上並びに資源の循 環利用を図るため、受益者負担の原則に基づいて徴収す る。	0.0	3.0	0.0		1			西部環境 センター	オ-3		
20	(歳入)塵芥処理手数料	(歳入)塵芥処理手数料・特定 適正処理困難物	1,130									1	1	市民生活の環境保全及び公衆衛生の向上並びに資源の循 環利用を図るため、さいたま市廃棄物の処理及び再生に関 する条例第29条・30条及びさいたま市廃棄物の処理及び 再生に関する規則第12・15条を根拠に徴収する。		市民生活の環境保全及び公衆衛生の向上並びに資源の循 環利用を図るため、受益者負担の原則に基づいて徴収す る。	0.0	0.5	0.0		1			西部環境 センター	オ-3		
21	(歳入)行政財産使用料	自動販売機設置使用料	19									1	1	東部環境センターの地域性を考慮し、また見学者等の利便 性を図るため設置を許可している自動販売機の行政財産使 用料について、さいたま市行政財産使用料に関する条例第 2条及びさいたま市財産規則第25条を根拠に徴収する。		さいたま市行政財産の使用料に関する条例に基づく使用料 の徴収であるため、現状どおりとする。	0.1				1			東部環境セ ンター	カ-3		
22	(歳入)塵芥処理手数料	塵芥処理手数料(家庭系)	1,336									1	1	市民生活の環境保全及び公衆衛生の向上並びに資源の循 環利用を図るため、さいたま市廃棄物の処理及び再生利用 に関する条例第29条・30条及び及び同左規則第12条・1 5条を根拠に徴収する。(家庭から持ち込む100Kg以上の ごみで10Kgごとに20円)		廃棄物減量等推進審議会において家庭ごみ有料化につい て検討している状況であるので、今後もその審議経過によ る。	1.0				1			東部環境セ ンター	オ-3		

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 環境局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)								実 施 方 法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解	
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)			(7)	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2			附 表 3
23	(歳入)塵芥処理手数料	塵芥処理手数料(事業系)	490,946										1	1	市民生活の環境保全及び公衆衛生の向上並びに資源の循環利用を図るため、さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第29条・30条及び同左規則第12条・15条を根拠に徴収する。(事業者から持ち込むごみで10kgごとに170円)		廃棄物減量等推進審議会において検討している状況であるので、今後もその審議経過による。	2.0			1				東部環境センター	オ-3
24	(歳入)塵芥処理手数料	塵芥処理手数料(特定適正処理困難物)	1,474										1	1	市民生活の環境保全及び公衆衛生の向上並びに資源の循環利用を図るため、さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第29条・30条及び同左規則第12条・15条を根拠に徴収する。(家庭から持ち込む適正処理困難物のうち規則で定める額)		廃棄物減量等推進審議会において家庭ごみ有料化について検討している状況であるので、今後もその審議経過による。	1.0			1				東部環境センター	ク-1
25	(歳入)行政財産使用料	(歳入)行政財産使用料・電柱等占有料	35										1	1	クリーンセンター大崎敷地内で占有している電柱等の使用料である。(第1種電柱1本1年で1,400円)		さいたま市行政財産の使用料に関する条例に基づく使用料の徴収であるため、現状どおりとする。	0.1			1				クリーンセンター大崎	カ-3
26	(歳入)塵芥処理手数料	(歳入)塵芥処理手数料・家庭系	2,007										1	1	市民生活の環境保全及び公衆衛生の向上並びに資源の循環利用を図るため、さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第29条・30条及び同左規則第12条・15条を根拠に徴収する。(市民が持ち込むごみの手数料である。100円までは無料でそれ以降10円ごとに20円)		市民生活の環境保全及び公衆衛生の向上並びに資源の循環利用を図るため、受益者負担の原則に基づいて徴収しているため現状どおりとする。	2.0			1				クリーンセンター大崎	オ-3
27	(歳入)塵芥処理手数料	(歳入)塵芥処理手数料・事業系	1,016,386	1									1	1	市民生活の環境保全及び公衆衛生の向上並びに資源の循環利用を図るため、さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第29条・30条及び同左規則第12条・15条を根拠に徴収する。(業者が持ち込むごみの手数料である。10円ごとに170円)		市民生活の環境保全及び公衆衛生の向上並びに資源の循環利用を図るため、受益者負担の原則に基づいて徴収しているため現状どおりとする。 また、平成20年度において、収入未済(119,070円)があったが、相手方が倒産し、破産手続きも終結し、債権回収が不可能になったため、平成21年度で不納欠損の処理をおこなった。	2.0			1				クリーンセンター大崎	オ-3
28	(歳入)塵芥処理手数料	(歳入)塵芥処理手数料・特定適正処理困難物	3,150										1	1	市民生活の環境保全及び公衆衛生の向上並びに資源の循環利用を図るため、さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第29条・30条及び同左規則第12条・15条を根拠に徴収する。(スプリング入りマットレス等を指定適正処理困難物として、それぞれ処理手数料を定め徴収している)		市民生活の環境保全及び公衆衛生の向上並びに資源の循環利用を図るため、受益者負担の原則に基づいて徴収しているため現状どおりとする。	1.0			1				クリーンセンター大崎	オ-3
29	(歳入)違約金及び延納利息	(歳入)違約金及び延納利息	0										1	1	排ガス状況表示盤保守点検業務不履行による違約金(43,365円)である。		平成20年度からの収入未済であるが、相手方が破産手続きに入りそうで(未定)今後も様子見となる。	0.1			1				クリーンセンター大崎	オ-1
30	(歳入)行政財産使用料	東京電力電柱設置使用料	4										1	1	岩槻環境センター内に設置してある、電柱の設置使用料		さいたま市行政財産の使用料に関する条例に基づく使用料の徴収であるため、現状どおりとする。	0.1			1				岩槻環境センター	カ-3
31	(歳入)塵芥処理手数料	塵芥処理手数料(家庭系)	1,260										1	1	市民生活の環境保全及び公衆衛生の向上並びに資源の循環利用を図るため、さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第29条・30条及び同左規則第12条・15条を根拠に徴収する。(家庭から持ち込む10kg以上のごみで10kgごとに20円)		廃棄物減量等推進審議会において家庭ごみ有料化について検討している状況であるので、今後もその審議経過による。	0.3			1				岩槻環境センター	オ-3
32	(歳入)塵芥処理手数料	塵芥処理手数料(事業系)	128,520										1	1	市民生活の環境保全及び公衆衛生の向上並びに資源の循環利用を図るため、さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第29条・30条及び同左規則第12条・15条を根拠に徴収する。(事業所から持ち込むごみで10kgごとに170円)		廃棄物減量等推進審議会において検討している状況であるので、今後も審議経過による。	0.3			1				岩槻環境センター	オ-3
33	(歳入)塵芥処理手数料	塵芥処理手数料(特定適正処理困難物)	1,252										1	1	市民生活の環境保全及び公衆衛生の向上並びに資源の循環利用を図るため、さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第29条・30条及び同左規則第12条・15条を根拠に徴収する。(家庭から持ち込む適正処理困難物のうち規則で定める額)		廃棄物減量等推進審議会において家庭ごみ有料化について検討している状況であるので、今後もその審議経過による。	0.3			1				岩槻環境センター	ク-1

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 環境局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2	附 表 3
34	(歳入)行政財産使用料		14									1	1	センター敷地内に設置許可した、電柱・電線・支線及び自動販売機の土地使用料である。		センター敷地内に設置許可した、電柱・電線・支線及び自動販売機の土地使用料である。	0.1				1				大宮南部浄化センター	カ-3
35	(歳入) 行政財産使用料		28									1	1	市有地(高木第二最終処分場,うらわフェニックス)にある東京電力(株)の電柱の設置してある土地の使用料である。さいたま市行政財産の使用料に関する条例第2条に料金が定められている。		電力供給は、公共的事業であるため市有地の使用については今後も継続する。					1				環境整備センター	カ-3
36	(歳入) 施設光熱水費等負担金		46									1	1	市有地内(うらわフェニックス)にある管理棟及び処理棟の電話使用料である。		電話通話は委託業者との連絡に必要なものであるため、使用については今後も継続する。					1				環境整備センター	カ-3
37	(歳入) 塵芥処理手数料	(歳入) 塵芥処理手数料	3,234										1	事業系資源物リサイクルにかかる飲料用のびん・缶類を市の処理施設へ搬入する場合、市が搬入を許可している一般廃棄物収集運搬許可業者等から徴収する処理手数料である。(さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第29条)		事業系ごみ(一般廃棄物)のリサイクルを促進するための独自ルートであり、ごみの減量化・再資源化及び適正処理をさらに進めるため継続。	0.3	0.0	0.0		1				東部リサイクルセンター	ク-1
38	(歳入) 行政財産使用料	(歳入) 行政財産使用料	20										1	・敷地内及び建物内に設置された清涼飲料水用自動販売機にかかる土地建物物の使用料 ・都市ガス用地域ガバナー設置にかかる土地使用料		さいたま市財産規則等に基づき徴収するものであり、継続。	0.1	0.0	0.0		1				東部リサイクルセンター	カ-3

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 環境局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2			附 表 1	附 表 2	附 表 3
39	環境活動推進事業	環境教育推進事業	86	C			1						1	都道府県及び政令指定都市等の環境教育担当者が集まり、環境教育に関する国の最新の取組、地方自治体の先進的・特徴的な取組などについて情報収集・交換、意見交換、担当者間交流を行う場に参加する。また、環境教育リーダー研修に参加することで知識を吸収し、本市における環境教育の推進を図る。	イ	昨年度、市民、事業者、学校、市などの全ての主体における環境教育の取組の必要性と、環境教育を市全体に広げていくための各主体の役割を示すものとして、「さいたま市環境教育基本方針」を策定したところである。そこで、本市の環境教育を推進していくため、環境省が実施している環境教育リーダー研修等に職員が参加し知識を得ることにより市内はもちろんのこと、市民向け出前講座等を開催することにより、本市の環境教育を推進していくものとする。	0.3			1				環境総務課	イ-1	
40	環境活動推進事業	環境保全標語・ポスター作品コンクール	944	C									1	複雑・多様化する近年の環境問題を解決し、持続的発展が可能な都市の実現を図るため、毎年6月の環境月間事業等の啓発事業や中学2年生及び小学5年生を対象として行う環境保全標語・ポスター作品コンクール等の環境学習事業を継続的に実施することにより、市民・事業者の自発的な環境保全活動の推進を図るものである。	ク	さいたま市環境教育基本方針の基本目標を達成するための「人づくり」「つながりづくり」「しくみづくり」をつくるためには、本事業を継続的に行うことが重要である。教育委員会との連携を深め、応募者数や観覧者数、啓発方法を一層拡大する必要がある。	1.0			1				環境総務課	ク-1	
41	環境活動推進事業	環境月間啓発事業	370	C									1	次世代を担う子ども達をはじめとする市民や民間団体など市内のすべての人々が、環境に関心を持ち、自主的・意欲的に環境保全活動に取り組む契機となるよう、前年度の環境標語・ポスター優秀作品を活用し、6月の環境月間を利用した啓発活動(啓発ポスターの配布や啓発看板の設置等)を実施する。	ク	啓発ポスターの配布先拡大や市ホームページを利用したPR、区役所入口付近への啓発看板の設置等、毎年度、より効果的な普及啓発方法を検討している。より一層の環境に関する意識の啓発として、引き続き効果の拡大を目指して事業に取り組む。	0.3			1				環境総務課	ク-1	
42	自然保護事業	自然保護事業	3,974	B									2	人と自然が共生し、調和の取れた豊かな自然環境を保全・利用していくとともに、これを将来にわたって継承していくため、市民の生活環境及び自然環境の悪化防止を目的とした防除対策を実施する。	オ	県アライグマ防除計画及び県より権限委譲された有害鳥獣事務に基づく特定外来生物や有害鳥獣の捕獲、また、空き地における雑草対策等について、今後も市民の被害件数の増大が見込まれるため、より迅速かつ効果的に対応できるように、事務要領等の整備と併せて区役所くらし応援室と連携しながら事務改善を図る。	4.0			1				環境総務課	エ-3	
43	環境政策推進事業	環境フォーラム事業	3,200	C							1		市民、事業者、学校、市などがそれぞれの立場で行っている環境保全への取り組みを周知するとともに、情報の交換、交流もできる場として、また、多様化する環境問題について市民等に知っていただくための学習の場として、市民等と市とのパートナーシップにより、展示、活動発表、及び講演会を開催している。併せて、環境への関心の有無にかかわらず、広く環境に対する意識の啓発を図っている。	オ	市民、民間活動団体、事業者などとの役割分担を進めることで、協働による運営をさらに充実させ、環境保全活動の周知、啓発を促進する。平成22年度は、一般参加者や展示参加団体へ実施してきたアンケート調査を拡充し、次年度以降の企画や実施へ一層の反映を行う。	1.0			1				環境総務課	オ-10		
44	環境政策推進事業	環境施設ISO14001運用管理事業	2,665	C									1	環境マネジメントシステム(ISO14001)を導入した環境施設において、効果的・効率的なシステム運用を推進し、適正管理の充実を図る。	オ	今後は、引き続き定期審査を受けながら環境マネジメントシステムをより効果的・効率的なものへと成熟させていく。その上で、3年後をメドに、ISOによる認証取得を更新せずとも十分に環境負荷の低減が図れ、また、施設運営に係る安全性の高い独自のマネジメントシステムを構築し、運用することを目指す。	1.0			1				環境総務課	オ-11	
45	環境政策推進事業	環境基本計画実施業務(白書(年次報告書)の作成、基本計画の改訂)	7,800	C									1	本市の環境基本計画に基づく環境関連施策の進捗状況や環境の現況をまとめた「環境白書(環境基本計画年次報告書)」を発行する。また、策定後6年を経過した環境基本計画を改訂する。	ク	環境白書については、環境基本計画の進捗状況について、分野ごとに環境の現況、評価、課題の順で記述し、出来る限り写真や図を掲載する等、より見やすく読みやすいものを作成する。また、環境基本計画の改訂においては、本市を取り巻く環境の変化等を考慮し、最新のデータを活用する等も含め、市民の方により身近なものとなるような内容としていく。	1.0			1				環境総務課	ク-1	
46	環境政策推進事業	さいたま市環境会議支援事業	400	C			1						4	本市環境基本計画の推進のために活動する市民、事業者で構成する「さいたま市環境会議」に対し、補助金の交付による活動支援及び事業実施時の協力等、運営の支援を行う。	イ	打ち水大作戦、市民による生き物調査、エコモビリティ大作戦、環境学習講座、さいたま市環境フォーラムへの出展等、幅広い活動を展開していく中で、他団体で実施している類似事業等については共同で実施する等の工夫をしながら、団体としての自立を図っていく。	0.1			1	1		環境総務課	イ-4		
47	環境政策推進事業	環境審議会運営事業	703	C									1	さいたま市環境基本条例第27条及び、さいたま市環境審議会規則第1条に基づき設置されている。環境基本計画や環境保全及び創造に関する施策を調査、審議する附属機関である。	ク	さいたま市環境基本条例に基づいて設置した審議会であり、今後も環境基本計画や環境の保全、創造に関する施策について調査審議してもらうために必要であることから継続とする。	1.0			1			環境総務課	ク-1		
48	環境政策推進事業	環境政策推進事業	3,464	C									1	九都県市、大都市会議等への出張旅費や複数の事業に跨って使用される消耗品を購入する際の支出処理を行う。	ク	負担金や単価契約で金額が定まっている支出や公務における支出を処理する業務及び支出を伴わない内部事務であることから、そのまま継続とする。	2.8			1	1		環境総務課	イ-1		

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 環境局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)										実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解	
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	方 向 性			見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2	附 表 3			
49	グリーンニューデール基金 積立金	グリーンニューデール基金 積立金	2,340	C										1	1	国の「地域グリーンニューデール基金」(平成21年度地域 環境保全対策費等補助金)の交付を受け設置した、「さいた ま市グリーンニューデール基金」の運用益を積立てるも の。	キ	本基金は公共施設における照明のLED化や太陽光発電設 備設置事業、また、電気自動車用の充電設備の整備を進め る際の財源となっている。なお、本基金は規定により平成2 3年度末をもって廃止することとなっていることから、基金の 適正な執行が必要である。	0.2			1				環境総務課	キ-2
50	地球温暖化対策事業	実行計画(区域施策編)策定 事業	4,224	A											2	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、現行の地 球温暖化対策事業の根拠としてきた地域推進計画や実行 計画の計画期間や対象範囲の枠組みを拡大した「実行計 画(区域施策編)」の策定を行う。	カ	地球温暖化対策の推進に関する法律の改正により策定が 義務付けられた実行計画(区域施策編)について、本市及び 周辺地域の状況に配慮したうえで、作業を進める必要があ り、これを満たす事業内容の維持が不可欠である。 (事業費の内容精査は行うが、法律により義務付けられた 事業であり、本市の裁量で事業を廃止することはできな い。)	0.5			1				地球温暖化 対策課	ク-1
51	地球温暖化対策事業	実行計画(事務事業編)事業	936	A											2	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市の事務 事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関 して定めた実行計画に従い、市役所業務を対象とした省エ ネ活動の推進と進捗管理業務を行う。また、エネルギーの 使用の合理化に関する法律の規定により市に提出が義務 づけられたエネルギー使用状況報告、削減に関する計画等 の作成を行う。	カ	現行計画の期間が平成24年度までであり、関連法の規定 改正などにより内容を見直す必要がある。これに対応す るため、平成24年度に改訂作業を行うとともに、進捗管理 集計システムの改良を並行して実施すべきと判断したこと による。(事業費の内容精査は行うが、法律により義務付け られた事業であり、本市の裁量で事業を廃止することはでき ない。)	1.1			1			地球温暖化 対策課	ク-1	
52	地球温暖化対策事業	地域推進計画促進事業	14,946	C											2.5	「さいたま市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、平成 24年度における1人あたりの温室効果ガス排出量を平成2 3年度比で6%以上削減するため、本市の地域特性に応じた 総合的な温暖化対策としての施策を実施する。	オ	ヒートアイランド現象の状況分析業務については、環境科学 課と調整し作業の整理改善を行う。	3.4			1	1		地球温暖化 対策課	エ-3	
53	地球温暖化対策事業	太陽光発電設備設置事業	100,000	C		1		1							2.4	公共施設を対象に太陽光発電設備の設置可能性の検討を 行い、設置施設の拡大を推進する。 また、住宅用太陽光発電設備の設置補助を行い、市内全体 においても発電能力の拡大を促す。	カ	住宅用太陽光発電設備設置補助については、市民からの 要請が強く数年間継続した実施が求められている。また、市 による率先行動として、市有施設への太陽光発電設備の導 入が強く求められるなか、工事費など事業に要する費用の 精査を行ったうえで実施する。	1.7			1	1		地球温暖化 対策課	ケ	
54	地球温暖化対策事業	照明LED化推進事業	4,950	C											2	公共施設を対象にLED照明設備の導入可能性の検討を行 い、導入施設の拡大を推進する。	カ	地球温暖化対策としての市による率先行動として、市有施 設における照明LED化など省エネ機器の導入が強く求めら れるなか、実施効果の見込める施設選定作業及び工事費 など事業に要する費用の精査を行ったうえで実施する。	0.6			1			地球温暖化 対策課	オ-10	
55	地球温暖化対策事業	環境負荷低減計画制度事業	4,246	C		1									5	「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づき、市内 の大規模事業所に、エネルギー使用などによる温室効果ガ スの排出量について、使用状況の把握と削減計画の作成、 及び公表を義務付ける。また、基準に満たない中小事業所 からの任意提出も受付、指導員によるアドバイス業務を行 う。	カ	本事業は平成20年度の制度設計に始まり、今後は、優良 事業所の表彰など事業者の取組み支援への展開を見据 え、平成22年度から実質的に事業を実施するものであり、 市の地球温暖化対策としての事業者対策の中心事業として 充実を図る必要がある。	0.7			1			地球温暖化 対策課	オ-9	
56	合併処理浄化槽管理運営事 業	合併処理浄化槽管理運営事 業	72,655	A											2.4	各家庭における浄化槽の設置・維持管理状況等を把握し、 適切な使用方法や法定検査の実施に関する指導・啓発を行 う。また、浄化槽保守点検業者等の適正な業務遂行に関す る指導を行う。更に、合併浄化槽の整備推進をするため、財 政的な補助を行う。	イ	下水道整備事業の進捗予定に合わせて縮小。	0.9	0.7	1.0	1	1		環境対策課	ケ	
57	環境情報システム整備事業	環境情報システム整備事業	51,850	A											2	環境の常時監視を行っている測定局、測定機器等の整備・ 維持管理を行う。 環境法令等による事業場データ・測定データ・届出データ・ 苦情データ等を一括管理する。	オ	根拠法令等に基づき実施しなければならない。 微小粒子状物質「PM2.5」の環境基準が平成21年9月に 設定されたことにより、監視測定機器の整備が必要である から、既存の測定局における調査項目の見直しを行う。	2.6	0.0	0.0	1			環境対策課	オ-9	
58	環境監視事業	水質監視規制事業	15,632	A											2	水質汚濁防止法等に基づき(調査、事業場の立入検査等を適 切かつ確実に実施することで、市民の安全安心の確保を図 る。	ク	根拠法令等に基づき実施しなければならない。	2.1	0.0	0.0	1	1		環境対策課	ク-1	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 環境局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)								実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)			(7)	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2	附 表 3
59	環境監視事業	土壌汚染対策事業	1,934	A									2	人の健康を損なうおそれのある物質に汚染された土壌からの特定有害物質の大気中への飛散又は当該土壌に起因する地下水の汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するための調査・指導等を行うことで、市民の安全安心の確保を図る。	ク	根拠法令等に基づき実施しなければならない。	1.6	0.0	0.0	1	1			環境対策課	ク-1	
60	環境監視事業	大気等監視規制事業	10,331	A									2	根拠法令に基づき、大気環境調査、規制対象事業場の立入検査、騒音・振動対策、化学物質対策を適切かつ確実に実施する。また、公害苦情等を適切に処理する。	ク	根拠法令等に基づき実施しなければならない。なお、環境調査補助金につきましては、国からの一時的な事業で継続性はないため、今後の事業予定はありません。	5.2	0.0	0.0	1	1			環境対策課	ク-1	
61	環境監視事業	ダイオキシン類等有害化学物質対策事業	15,059	A									2.5	ダイオキシン類の環境濃度を監視するとともに、発生源対策を進める。環境コミュニケーションを支援し、化学物質に関する情報を市民・事業者・行政で共有し、相互理解を図ることにより、環境リスクを減らす取組みを推進する。	ク	根拠法令等に基づき実施しなければならない。また、平成21年度より事業を開始した環境コミュニケーションは、市民・事業者・行政間の意思疎通を更に向上させる事業として継続していく。	4.1	0.0	0.0	1				環境対策課	オ-10	
62	環境保全政策推進事業	環境影響評価事業	4,765	C								1	1	開発等の大規模事業の実施にあたり、その環境への影響を事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して市民及び市長の意見を聞くことにより、環境保全上の観点からより良い事業計画を作り上げることが目的としている。	ク	条例で定められた手続きを適正に実施している。環境先進都市に必要不可欠である。	3.2	0.0	0.0	1	1			環境対策課	オ-9	
63	環境保全政策推進事業	水環境プラン推進事業	951	C								1	1.4	水環境への負荷を低減するとともに、豊かで安定した水量を確保し、生物の生息空間としての水辺環境の再生を図るため、市民、事業者、行政の役割を明確にし、3者の共同事業として行っていく。また、水環境に対する施策の方向性を示すことを目的に策定された水環境プランの進捗状況の確認や、達成状況の精査をすることで、今後の施策に反映させる。	ク	本市における水環境に対する施策の方向性を示したプランとして必要である。	0.6	0.0	0.0	1	1			環境対策課	オ-6	
64	交通環境対策事業	交通環境対策事業	8,335	C								1	2	さいたま市は「見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市」の実現を目指し、自動車公害防止計画「さいたま市交通環境プラン」を平成16年度に策定した。平成22年度は計画の中間見直し年度であるため、改訂作業を行う。また、自動車公害は広域で取り組むことでより大きな効果が期待できることから、関東の九都県市で連携して取り組んでいく。	ク	大気汚染の改善及び運輸部門の二酸化炭素排出削減策としてさいたま市交通環境プランの改訂作業は必要な業務である。改訂作業は平成22年度で終了するが、平成23年度以降プランで掲げた目標の進捗管理が必要であり、事務改善を図りながら事業は継続して行う必要がある。また、時代に合わせた計画としていくため、平成27年度に効果検証及び施策の見直しを行う予定である。関東の九都県市での連携については、広域で取り組むことで、効果の上がるものもあるため、今後も引き続き継続して行う。	4.7			1	1			交通環境政策課	ク-1	
65	交通環境対策事業	アイドリングストップ事業	147	C								1	1	さいたま市生活環境の保全に関する条例により、アイドリング・ストップに関する義務の周知や違反者への勧告、勧告後の立ち入り検査、公表を行う。	ク	自動車のアイドリング・ストップは排気ガスを減らし、きれいな大気を維持するため、また地球温暖化効果ガスを削減するために重要なことであり、さいたま市生活環境の保全に関する条例に基づく事業でもあることから、事務改善を図りながら、今後も継続して実施する。また、これまで駅前ターミナルでバスやタクシーを対象に啓発活動を行っており、今後も継続して実施する。	0.3			1				交通環境政策課	ク-1	
66	交通環境対策事業	E-KIZUNA(イー・キズナ)サミット・フォーラム	5,000	C								1	1	本市では、自家用車がCO2の大きな割合を占めています。走行時にCO2が全く出ない上、家の夜間充電で充分走れて給油もいらない、便利で地球にも優しいEVを、安心・便利に使える環境を整備しています。「電気自動車(EV)」の普及を図る「E-KIZUNA Project(イー・キズナプロジェクト)」の3つの取組方針の推進のため、「広域的な都市間ネットワーク」や、「国・企業との多面的ネットワーク」の構築を目指します。自治体・国・企業の協働を推進するための会議を開催するものです。	カ	1 参加自治体・参加企業の拡大を目指します。 第1回サミット・フォーラムにおいて、次回継続開催と併せて参加者のさらなる増加を目指すことが提案された承されました。 2 現時点では、平成25年度まで本市開催としていますが、2回以降における議論では他市での開催による経費分担も検討します。	1.0	0.4		1				次世代自動車普及推進室	カ-4	
67	交通環境対策事業	公用車への次世代自動車導入	10,140	C								1	1	電気自動車(EV)の普及のためには、充電のためのインフラ整備に加えて、まだガソリン車より高い価格を下げ性能をより便利に向上するために必要な、研究開発や量産体制を作るための需要を創り出すことも大切です。公的機関には初期の需要を創り出す責務があり、本市でも積極的にEVを導入し自らのCO2の排出を減らすとともに初期需要の一端を担います。	カ	EVに関する技術の進展に応じて、「5年以内に全公用車を次世代自動車に置き換える。目標のうち、EVの割合を高めることを検討します。しあわせ倍増プラン2009では、毎年15台ずつ公用車としてリースで導入予定ですが、土・日曜日における市民とのシェアリング化など費用対効果を検討しつつ効果的な改善を随時実施します。 平成25年度までの技術的・経済的変化を踏まえ、平成26年度以降の導入方針について再検討を予定しています。	0.5			1				次世代自動車普及推進室	カ-4	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 環境局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解				
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時			様 式 2	附 表 1	附 表 2	附 表 3
68	交通環境対策事業	急速充電器の設置	68,005	C										1	2	国のグリーンニューディール基金を活用して、市民が広く利用できる充電インフラを整備するものです。初期段階においては、充電セーフティネットとしての役割を担い、先々の電気供給サービスの課金・決済の仕組み創りと実用にも活用する予定です。	ク	1 公共施設の新築や改築の際に、施設の立地や用途に応じた充電設備(普通充電～急速充電)の整備を進めます。施設個別の整備検討から、仕様化についても検討します(様式2-2別表では、H25年度まで年1件を当室予算に計上)。 2 市の設置、企業の設置による充電設備を、総合的かつ経済的に便利で持続可能な設備とするため、国・企業等と連携して課金・決済システムの実証実験を実施し、早期実用化を目指した改善を進めます。	0.5	0.2		1				次世代自動車普及推進室	カ-4
69	交通環境対策事業	電気自動車導入補助	1,500	C		1									4	電気自動車(EV)の普及のためには、充電のためのインフラ整備に加えて、またガソリン車より高い価格を下げ性能をより便利に向上するために必要な、研究開発や量産体制を作るための初期需要を創り出すことも大切です。公で積極的に導入するほか、市内事業者に対してガソリン車との差額の一部相当額を補助することで官民一体となった導入を促します。	カ	現行では、事業者のみを対象としていますが、個人向けの販売が開始されましたので、対象を市民にも拡大するなど、制度の改善を行いながら実施します。 常に普及状況や価格動向等の把握に努め、柔軟な運用を心掛けつつ実施し、平成26年度以降の方針については、平成25年度中に検討します。	0.5			1	1		次世代自動車普及推進室	カ-4	
70	交通環境対策事業	電気自動車用充電設備設置補助金	4,375	C		1									4	充電設備を設置する方に、設置費用の一部を補助することで市民に開放された充電インフラの整備を促進し、市民が安心・快適に電気自動車(EV)を使用できる環境を整備するものです。	カ	EVIは、新しい交通インフラと捉えられています。普及に向けて官民が一体となった早期の充電環境整備が必要です。補助金の利用により整備した充電施設を活用して、国や企業と協働して課金・決済の仕組みを進め、民間事業者も経済的に持続可能な充電環境の構築などの改善を行いながら事業を進めます。 常に普及状況や価格動向等の把握に努め、柔軟な運用を心掛けつつ実施し、平成26年度以降の方針については、平成25年度中に検討します。	0.5			1	1		次世代自動車普及推進室	カ-4	
71	交通環境対策事業	CNG・HVトラック・バス導入補助	14,450	C		1									4	CNG(圧縮天然ガス)やハイブリッド(エンジン+電気モーター)の、環境に優しいトラックやバスを導入する市内事業者に対して、通常のガソリンやディーゼル車との差額の一部相当額を補助することで導入を促すものです。特に、現時点では電気自動車(EV)が未対応の大型車両でCO2を含めた排気ガスの高い削減効果があり、市民生活の源となる大気環境の改善に大変重要です。	ク	経済状況の影響が大きく、特に効果の高いトラック・バスなど大型車への天然ガス自動車、ハイブリッド自動車の導入は不十分です。市内事業者に対してCSR(企業の社会的責任)についての啓発を行うなどの改善を進めつつ、当面の導入経費の負担軽減を図っていきます。 経済状況の把握に努め、普及状況も考慮し、平成26年度以降の方針については平成25年度中に検討します。	0.5			1	1		次世代自動車普及推進室	ク-1	
72	交通環境対策事業	次世代自動車の周知啓発	977	C										1	2	本市は、自動車を原因とするCO2の排出量が全国平均を超えて多い現状にあります。電気自動車(EV)・ハイブリッド自動車(HV)・天然ガス自動車(NGV)など、CO2排出量の少ない車の導入を進めるためには、市民や事業者の現状を理解してもらい、対策の必要性について理解と支持をいただく必要があります。様々な機会を通じて啓発活動を積極的に実施し理解を促します。	カ	市民に最も身近で利害関係の無い立場の市行政が、市民・事業者に対して「見て、触って、訊いて」といった体験機会を地域に提供することが大切と考えています。「E-KIZUNA Project協定」は、EVの普及に市と利害を超えた連携を推進するもので、協定に基づく積極的な協力を受け啓発活動を充実すると共に、協定先を増やしバラエティを増やすなどマンネリ化しないよう常に改善を進めます。 平成26年以降の方針については、平成25年度中に検討します。	0.5	0.2		1			次世代自動車普及推進室	オ-10	
73	環境美化推進事業	路上喫煙、ポイ捨て防止事業	42,059	C										1	2	条例の施行により、路上喫煙禁止区域及び環境美化重点区域を指定(大宮駅、浦和駅、南浦和駅)し、環境美化指導員による3駅周辺の巡回パトロールを行っている。併せて、重点的に路上喫煙禁止や吸殻等の散乱防止のための看板、路面表示、ポスター、リーフレット等各種広報媒体を活用した啓発活動を行うことにより、環境美化に対する市民意識の向上を図っていくものです。	カ	条例の実効性を高めるため、環境美化指導員を4名増員(2人1組で巡回指導)する。 また、路上喫煙禁止区域及び環境美化重点区域以外の区域で乗降客の多い4駅(武蔵浦和駅、北浦和駅、宮原駅、東大宮駅)で巡回啓発活動の強化及び新たに、環境局内におけるイベント事業を利用しキャンペーン活動等を行っていく。	1.5		10.0	1			資源循環政策課	オ-10	
74	環境美化推進事業	市民清掃活動事業	1,691	C										1	1	市民及び事業者を対象に、清掃活動への積極的な参加等を促しながら、環境美化に対する市民意識の向上を図る	ク	ごみゼロキャンペーンにおける自治体参加率の向上(平成25年までの目標率 95.0%)及び民間参加団体(企業含む)の拡大を図る。	1.0			1	1		資源循環政策課	オ-10	
75	廃棄物処理対策事業	廃棄物処理の対策に関する事業	7,214	C										1	4.5	九都府市廃棄物問題検討委員会、全国都市清掃会議、(財)廃棄物研究財団、埼玉県清掃行政研究協議会に関する負担金及び旅費に関すること。	ク	一般廃棄物の処理は自治体であるため、協議会等への出席による他の自治体等との情報交換が重要な意味を持つ。今後とも、会議内容及び出席人数を厳選することで引き続きコスト削減に努め、費用対効果が保てるよう努める。	1.3			1	1		資源循環政策課	ク-1	
76	廃棄物処理対策事業	廃棄物減量等推進審議会	688	C										1	5	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7、及びさいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第46条により廃棄物減量等推進審議会を設けており、一般廃棄物の減量及び適正な処理について、調査審議し、市長へ提言する。	ク	義務規定は無いものの、法令上の定めがあり、また、各分野からの意見を包括的に聴取できる場として、廃棄物行政を推進する上においては不可欠である。なお、他の関東指定都市においても同様の事業を行っている。	1.0			1			資源循環政策課	ケ	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 環境局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)								実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)			(7)	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2	附 表 3
77	廃棄物処理対策事業	クリーンさいたま推進員制度	3,715	C									1	5	自治会から推薦を受けた方を一般廃棄物の減量のための市の施策への協力とその他の活動を行うクリーンさいたま推進員として委嘱している。主にゴミ収集所の管理や、ゴミ・資源物の出し方を地域に周知する等、市と住民のパイプ役を担っている。	ク	関東指定都市の中では報償費を支払っている市もある中(千葉市)、本市ではボランティアでの活動をお願いしており、今後も継続してごみの分別等についての啓発を進めることが望ましい。	1.0			1				資源循環政策課	ク-1
78	廃棄物処理対策事業	一般廃棄物処理基本計画に関する事業	4,000	A										3	一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改訂する。改訂にあたり家庭ごみ有料化の是非のほか、計画の諸条件について市民の意識調査を行う。	カ	市民の3R(リデュース:発生抑制、リユース:再利用、リサイクル:再生利用)に対する意識を十分に踏まえた上で、一般廃棄物処理基本計画を改訂する必要があることから、平成22年度に「市民意識調査」を実施し、平成23年度の改訂業務に臨む。なお、本計画の策定・改訂は、法に規定されている。	0.5			1				資源循環政策課	ケ
79	廃棄物処理対策事業	衛生協力助成金	66,168	C									1	4	家庭ごみ収集所の管理、清潔の保持等を目的に自治会に対して衛生協力助成金を交付している。自治会加入世帯数が180円を乗じた額。ただし、加入世帯数が100世帯に満たない場合は18,000円とする。	エ	自治会に対する類似する窓口を一本化し、職員の人的コストの削減に努め、費用対効果が保てるよう事業を実施する。	0.2			1	1		資源循環政策課	エ-3	
80	リサイクル推進事業	リサイクル推進事業	1,000	C									1	4.5	各自治会から選出された市民(女性)を対象に、ごみ減量や資源の大切さを一層理解してもらうために、地域での啓発やごみに関するモニター的な役割を通じ、ごみ減量、資源の有効利用の推進を図るための活動補助事業。	ク	会員については、自治会からの推薦を受け積極的な参加してもらうことで幅広い年齢層にリサイクル活動を推進していく。	0.5			1	1		資源循環政策課	ク-1	
81	廃棄物処理対策事業	廃棄物処理対策事業	11,446	C									1	2	一般廃棄物の収集・運搬・処理を計画に基づき、広く市民に、ごみの減量、分別の推進を図り、資源循環型社会の構築を図る。 具体的には、ごみ収集所警告シール・看板等や粗大ごみ戸別収集に関する事務を実施する。	オ	市民一人当たりのごみの搬出量の削減を行うためには、より一層の周知徹底を図る必要があるが、コストを増加せずに行うよう、啓発手法を検討する必要がある。	2.1	0.4	1				廃棄物対策課	オ-10	
82	廃棄物処理対策事業	家庭ごみパンフレット作成・配布業務	19,683	C									1	3	家庭ごみの出し方についてマニュアルを作成し、全戸配布し、分別や処理の方法を周知する。	オ	ごみ出しマニュアルのニーズと効果は高く、現在毎年更新し全戸配布をしているが、その内容等について再検討する。	0.7			1			廃棄物対策課	オ-10	
83	廃棄物処理対策事業	事業ごみ適正処理啓発事業	1,616	C									1	2	市内事業所に対して、事業ごみの適正な処理方法を周知することを目的として、ダイレクトメールを送付する。平成21年度から23年度の3年間で市内全事業所に送付する予定で、以降は新規事業者に対し送付する。また、システムによる事業者及び許可業者への継続的な指導管理を行なう。	オ	市内約47,000事業所(タウンページ掲載事業所)及び一般廃棄物処理業許可業者約120社に対する適正且つ効率的な管理・指導には必要な経費である。平成23年度には事業者及び許可業者の指導管理システムを市内でネットワーク化し、許可証などの帳票作成など効率化を図る。平成24年度からは新規事業者に対し当該課からダイレクトメールを送付する。	1.0			1			廃棄物対策課	オ-11	
84	一般廃棄物収集運搬処分事業	一般廃棄物収集運搬処分事業	2,586,640	A										2	一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物(可燃物・不燃物・粗大ごみ等)を生活環境の保全上支障が生じないように収集運搬し、適正処理を図る。	オ	生活環境の保全上支障が生じないように収集運搬し、適正処理を図りながら、今年度中に契約方法の見直しの検討を図る。また、現在の直営分の委託化について、手順や委託割合等について今年度中に検討する必要がある。更には、家庭ごみの排出抑制や排出量に応じた負担を公平化すること等を目的とし、「ごみの有料化」の導入是非の検証をする必要がある。	0.7			1			廃棄物対策課	ケ	
85	一般廃棄物収集運搬処分事業	公共施設収集委託事業	77,369	C										3	浦和地域の市立小・中学校から排出される一般廃棄物(可燃物・資源物(古紙類))の収集運搬及び産業廃棄物の収集運搬・処分を委託する。	エ	当該における委託契約は今年度までとし、来年度からは所管課(教育財務課)で実施する。	0.3			1			廃棄物対策課	エ-3	
86	一般廃棄物収集運搬処分事業	廃家電処理事業	5,400	C									1	3	市有地に不法投棄された家電リサイクル品目及び家庭ごみ収集所に排出され不適物として回収された家電リサイクル品目を家電リサイクル法に則り適正に処理する。	オ	不法投棄や不適正排出がなくなる限り、市で適正処理せざるを得ないが、不法投棄が少しでも減るよう更に啓発活動(看板配布、環境通信の活用)を充実していく。	0.3			1			廃棄物対策課	オ-9	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 環境局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時			様 式 2	附 表 1	附 表 2
87	し尿処理事業	し尿処理事業	430,670	A									3	一般廃棄物処理計画に基づき、市民等のし尿収集世帯を対象にし尿を収集運搬する。	オ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律により実施が市に義務付けられている事業であり、公共下水道が完備されるまでは継続すべきである。また、手数料徴収の手法として、口座振込の推奨を進める。	0.7		0.3	1				廃棄物対策課	ケ	
88	リサイクル推進事業	鈴谷清掃工場の管理	8,724	C									3	鈴谷清掃工場の維持管理に要する経費。	キ	平成27年の新クリーンセンター稼働により、鈴谷清掃工場の維持管理経費は、平成26年度をもって終了する。	0.1			1				廃棄物対策課	キ-2	
89	リサイクル推進事業	リサイクル推進事業	958	C									3	リサイクル推進のためのパンフレット及び看板作成に要する経費。臨時職員に要する経費。	オ	パンフレットの紙質を改め、コスト削減を図る。パンフレット、看板の作成部数を精査し、無駄のないように委託する。	0.1		0.3	1				廃棄物対策課	オ-10	
90	リサイクル推進事業	団体資源回収運動補助金交付事業	78,500	C									1	1.4	団体活動の活性化及び資源の有効利用を図るため、積極的に資源物の回収を行った市民団体に対し補助金を交付する。	オ	ごみ減量・リサイクルの推進を目的とする事業であり、適正な奨励金の交付条件等について検証する必要がある。	0.2			1		1		廃棄物対策課	オ-8
91	リサイクル推進事業	生ごみ処理器等購入費補助事業	8,800	C									1	1.4	リサイクル基金を活用し、環境教育の普及、リサイクルの推進、啓発を図るための事業を実施する。	オ	平成16年次における可燃ごみの収集量のうち生ごみの割合が57%に上る。可燃ごみを少しでも減量するために、この制度を導入したもので、ごみの減量効果を勘案すると廃止には出来ない。周知の仕方、募集の手法のあり方について検討を進める必要がある。	0.2			1		1		廃棄物対策課	オ-8
92	リサイクル推進事業	親子リサイクル施設見学事業	694	C									1	2	ごみ減量及びリサイクルの普及啓発を図るため、夏休み期間を利用して市内在住の小学生とその親を対象に、リサイクル工場等の見学会を実施している。	カ	市施設の見学は、各施設で実施しており、小学校の社会科見学でも実施されている。また、市施設ではリサイクルの初期工程しか見学できない。以上のことから、本事業は市民に対して、ごみ減量や資源循環に対する意識を高める効果が認められる事業であり、環境教育の一環として実施すべきものとして、次年度には1コースバス2台分の事業拡大を必要最小限の経費で努めたい。	0.7			1				廃棄物対策課	ウ-3
93	資源分別収集運搬処理事業	資源分別収集運搬処理事業	2,020,714	A									2	一般家庭から排出された資源物(びん、かん、ペットボトル、食品包装プラスチック、古紙、繊維等)のリサイクルを図るため、分別収集運搬と中間処理業務を行う。	オ	生活環境の保全上支障が生じないように収集運搬し、適正処理を図りながら、今年度中に契約方法の見直しの実施を図る。また、現在の直営分の委託化について、手順と委託割合等について今年度中に検討する必要がある。	0.7			1				廃棄物対策課	ケ	
94	リサイクル基金活用事業	リサイクル基金活用事業	73,163	C									1	2	リサイクル基金を活用し、環境教育の普及、リサイクルの推進、啓発を図るための事業を実施する。	オ	本市の財政事情により、基金への積み立てを安定的に実施していく。指定校を増やすための啓発手段を検討する。	0.2			1				廃棄物対策課	オ-10
95	産業廃棄物対策事業	産業廃棄物排出事業者・処理業者への立入検査・指導事業	11,980	C									1	2	産業廃棄物排出事業者・処理業者及びPCB保管事業者に立入検査し、適正処理の推進を図る。違反事業者に対しては法に基づき指導を行う。	ク	法令の規定に基づく産業廃棄物の適正処理推進のため、必要な事業である。よって、事務の効率等を考慮の上、今後も継続して実施する。	6.0			1				産業廃棄物指導課	ク-1
96	産業廃棄物対策事業	廃棄物の排出抑制、適正処理に関する啓発事業	977	C									1	1	廃棄物の排出抑制、適正処理を確保するため、事業者を対象とした講習会、市民を対象とした処理施設見学会を開催し、意識の啓発を図る。	ク	排出事業者・処理業者が産業廃棄物の適正処理を行うためには、法令等の知識の習得が必要である。また、市と市民の連携によって、現在の「消費型ライフスタイル」を「環境にやさしいライフスタイル」に転換する必要がある。よって、事務の効率等を考慮の上、今後も啓発事業を継続して実施する。	0.5			1				産業廃棄物指導課	ウ-3

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 環境局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)								実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性				職員数	提出調書				担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)			(7)	方向 性	見直し内容	正 規		再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2	附 表 3	
97	産業廃棄物対策事業	微量PCB汚染電気機器等把握支援事業	627	C									1	4	微量のPCBに汚染されている恐れのある電気機器等について、分析を行おうとする法人又は個人に対して補助金を交付する。 当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築を目的とする国からの集中的な財政支援により実施する事業である。	キ	当該補助事業は、地域グリーンニューディール基金を財源として、地球温暖化対策等の喫緊な環境問題を解決するために特例的に実施されるもので、平成22年度及び平成23年度の2か年の間に実施する事業が対象となっている。このため、平成23年度末をもって廃止される予定である。	1.0				1		1		産業廃棄物指導課	キ-2	
98	産業廃棄物対策事業	自動車解体・破砕業者等への立入検査・指導事業	62	C									1	1	自動車リサイクル法に基づいて、使用済自動車の再資源化を促進するために必要な指導・助言を行う。 関連事業者の事業所等に立ち入り、帳簿、書類等进行检查するとともに必要に応じて行政指導を行う。	ク	法令の規定に基づく、産業廃棄物の適正処理推進のため必要な事業である。 よって、事務の効率等を考慮の上、今後も継続して実施する。	1.0				1				産業廃棄物指導課	ク-1	
99	産業廃棄物対策事業	ごみ不法投棄撲滅大作戦事業	39,775	C									1	2	市内の不法投棄等の不適正処理及び、既存の廃棄物の山を対象として職員による監視パトロールを行う他、委託業者による年間365日夜間パトロールを行うと共に、不適正処理多発地点に監視カメラを設置し、良好な環境維持を図る。 また、啓発グッズ等を利用し、事業者及び市民の意識向上を図る。	ク	昨今の不景気に伴い、今後は不適正もしくは無許可業者等による産業廃棄物の不適正処理が増加する可能性が考えられます。 それらに対し、今後も事業を鋭意実施し、良好な生活環境を確保していきたいと考えます。	7.0	1.0	0.0	1					産業廃棄物指導課	オ-6	
100	産業廃棄物対策事業	産業廃棄物処理業等に係る許可申請の審査業務	4,038	A										1	1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の許可申請に係る審査を行うものである。	ク	法令の規定に定められた市が処理すべきとされている事務であるため、継続して実施	7.5				1				産業廃棄物指導課	ク-1
101	産業廃棄物対策事業	使用済自動車の再資源化等に係る許可・登録事務の申請にかかる審査	310	A										1	1	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、許可・登録事務の申請にかかる審査を行うものである。	ク	法令の規定に定められた市が処理すべきとされている事務であるため、継続して実施	1.0				1				産業廃棄物指導課	ク-1
102	安全衛生推進事業(西清掃事務所)	安全衛生推進事業(西清掃事務所)	705	A										1	1	西清掃事務所安全衛生委員会に属する職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境形成を促進する。	ク	労働安全衛生法及びさいたま市職員安全衛生管理規定により継続。	0.5				1	1			西清掃事務所	ク-1
103	西清掃事務所収集・管理事業	西清掃事務所収集・管理事業	38,247	A										1	1	毎週定められた曜日にごみ収集所に出される家庭ごみを収集する「定曜収集」、ごみ収集所へのごみ搬出が困難な家庭に戸別収集する「ふれあい収集」のほか、臨時収集やごみ収集所の設置に関する相談業務等、市民生活環境の保全・公衆衛生の向上を図っている。	ク	生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保するため継続する。	90.0	1.5			1				西清掃事務所	ク-1
104	西清掃事務所収集・管理事業	西清掃事務所塵芥車管理事業	101,867	C			1							1	1	ごみ収集を安全確実に遂行するため塵芥収集車両を常に良好な状態に保ち、市のマニフェストである公用車の次世代自動車への買換えを含め塵芥収集車両等の維持管理を行うものです。	ク	事業計画において1/4程度「特別な用途の車両」としてディーゼル車を残し、緊急災害時及び災害協定都市応援に対応することを踏まえながら、今後、ハイブリッドディーゼル塵芥車、電動機械車の導入により、100%低公害車とする。	2.0				1				西清掃事務所	ク-1
105	安全衛生推進事業(東清掃事務所)	安全衛生推進事業(東清掃事務所)	792	A										1	1	東清掃事務所安全衛生委員会に属する職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境形成を促進する。	ク	労働安全衛生法及びさいたま市職員安全衛生管理規定により継続。	0.5				1	1			東清掃事務所	ク-1
106	東清掃事務所収集・管理事業	東清掃事務所収集・管理事業	38,095	A										1	1	毎週定められた曜日にごみ収集所に出される家庭ごみを収集する「定曜収集」、ごみ収集所へのごみ搬出が困難な家庭に戸別収集する「ふれあい収集」のほか、臨時収集やごみ収集所の設置に関する相談業務等、市民生活環境の保全・公衆衛生の向上を図っている。	ク	生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保するため継続する。	86.0	3.5			1				東清掃事務所	ク-1
107	東清掃事務所収集・管理事業	東清掃事務所塵芥車管理事業	99,055	C			1							1	1	ごみ収集を安全確実に遂行するため塵芥収集車両を常に良好な状態に保ち、市のマニフェストである公用車への次世代自動車の買換えを含め塵芥収集車両等の維持管理を行うものです。	ク	事業計画において1/4程度「特別な用途の車両」としてディーゼル車を残し、緊急災害時及び災害協定都市応援に対応することを踏まえながら、今後、ハイブリッドディーゼル塵芥車、電動機械車の導入により、100%低公害車とする。	1.5	0.0	0.0	1					東清掃事務所	ク-1

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 環境局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)										実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	該当 なし			方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2			附 表 3	
108	大崎清掃事務所収集・管理事業	大崎清掃事務所収集・管理業務	5,710	A											1	1	毎週定められた曜日にごみ収集所に出される家庭ごみを収集する「定曜収集」、ごみ集積所へのごみ搬出が困難な家庭に戸別収集する「ふれあい収集」のほか、臨時収集やごみ集積所の設置に関する相談業務等、市民生活環境の保全・公衆衛生の向上を図っている。	ク	生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保するため継続する	65.5	2.5	0.0	1		1		大崎清掃事務所	ク-1
109	大崎清掃事務所収集・管理事業	粗大ごみ受付業務	11,016	A											1	1	電話で、市内全域から一般家庭粗大ごみ収集申し込み受け付けをし、各清掃事務所から委託業者へ収集の依頼する。	ク	収集の申し込みの外、廃棄物全般に渡る問い合わせや相談事項も多く、回答には専門知識を要するため、今後も直営とする。	8.5	0.0	0.0	1				大崎清掃事務所	オ-9
110	大崎清掃事務所収集・管理事業	大崎清掃事務所塵芥収集車等管理業務	89,453	C			1									1	ごみ収集を安全確実に遂行するため塵芥収集等を常に良好な状態に保ち、市のマニフェストである公用車への次世代自動車の買換えを含め塵芥収集車両等の維持管理を行うものです。	ク	塵芥収集車等の適切な管理により、安全性、機能性等を良好な状態に保ち、地球温暖化防止を考慮車両の計画的な次世代車両への買換え、及び業務改善を意識し継続とする。	1.0	0.0	0.0	1		1		大崎清掃事務所	ク-1
111	一般廃棄物処理施設整備事業	一般廃棄物処理施設整備事業	34,125	C											1	1	一般廃棄物の処理を将来にわたり、適正かつ安全に安心して行えるよう環境施設計画・調査研究・整備を行う。	ク	一般廃棄物処理施設の建て替えは長期間を要するため、施設が老朽化してから建て替え等の検討を行うのではなく、長期的な観点から施設整備の企画・調査検討等を行う必要がある。	5.4			1		1		環境施設課	ク-1
112	一般廃棄物処理施設周辺環境整備事業	一般廃棄物処理施設周辺環境整備事業	82,147	C											1	2	クリーンセンター大崎の更新工事(平成28年)に伴い地元合意事項である大崎地区内の道路拡幅等整備事業を行う。	オ	平成22年度中に道路用地の買収を終了し、事業の効率性を高め、狭隘道路の拡幅整備の早期完了を目指す。	1.2			1				環境施設課	オ-9
113	一般廃棄物処理施設整備基金積立金	一般廃棄物処理施設整備基金積立金	84	C											1	1	一般廃棄物処理施設整備を行うための基金運用利子の積立金です。	ク	一般廃棄物処理施設の整備は、計画的に行わなければならないが、整備には多大な費用を要する。そのため、整備費用を基金として積み立てる必要がある。	0.1			1				環境施設課	ク-1
114	新クリーンセンター整備事業	廃棄物適正処理・処分推進事業	475,221	C		1	1	1	1	1						2,4	市民のリサイクル活動機能を備えたりサイクルセンター及び高効率で熱回収発電等を行う廃棄物処理施設を整備するとともに、既存の廃棄物処理施設の更新など、廃棄物の適正な処理・処分を推進します。	ク	事業目的を達成したわけではないが、必要性や有効性の観点から平成23年度中に着工、平成26年度中の完成を目指し、PFI法により民間に委託することによって効率的で経費の削減を計りながら、事業を実施してまいります。	10.0	3.0	0.0	1				新クリーンセンター建設準備室	ク-1
115	西部環境センター維持管理事業	西部環境センター施設維持管理事業	642,655	A												2	ごみの中間処理施設として施設の管理を行い、安全かつ効率的なごみ処理を行い公害の発生を未然に防止するとともに、余熱利用として発電し、余剰電力を売電している。	ク	ごみの中間処理施設として、施設の安定操業を継続するため、民間委託による施設の維持管理を行い経費削減に努めているが、今後も契約方法及び契約内容の精査を行いより一層の経費削減に努めていく。	26.0	0.5		1		1		西部環境センター	ケ
116	西部環境センター維持管理事業	西部環境センター施設整備事業	611,739	A												1	ごみの中間処理施設としての設備・機器を点検整備し、その性能確保を図り、施設の安定操業を目指す。	ク	ごみの中間処理施設としての設備・機器を点検整備し、その性能確保を図り、施設の安定操業を目指す。	17.3			1				西部環境センター	ケ
117	西部環境センター維持管理事業	西部環境センター周辺環境整備事業	5,795	C												1	ごみの処理施設として、施設周辺の環境整備を行うとともに近隣住民との連携を深め、施設の安全操業を目指す。	ク	ごみの中間処理施設として、周辺の環境整備として草刈り業務を民間委託により行っており経費の削減を図っているが、今後も契約内容の精査を行い、より一層の経費削減に努める。	0.5			1		1		西部環境センター	ク-1
118	西部環境センター残渣処分事業	西部環境センター資源化処理事業	28,540	A												3	最終処分場の延命化のため、一般廃棄物の中間処理に伴う残渣物(溶融対象物)のスラグ化及びスラグの土木資材への有効利用、溶融施設定期整備中に発生する焼却灰をセメント資源化をしている。	ク	最終処分場の延命化のため、溶融処理によりスラグ化し減容化を図っているが、更に土木資材への有効利用を拡大することにより経費の削減を図る。	1.0			1				西部環境センター	カ-4

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 環境局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)										実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	該 当 な し			方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2			附 表 3	
119	西部環境センター残渣処分事業	西部環境センター残渣処分事業	29,179	A												3	一般廃棄物の中間処理施設から出る残渣物の適正な処分を行っている。	ク	一般廃棄物の中間処理に伴って排出される残渣の適正な処分を行っているが、その処分に係る経費の削減を図るため、契約方法・契約内容の精査を行う。	1.0			1				西部環境センター	オ-9
120	安全衛生推進事業(西部環境センター)	安全衛生推進事業(西部環境センター)	1,070	A												1	労働安全衛生法及びさいたま市職員安全衛生管理組織規定に基づき、西清掃事務所安全衛生委員会に属し、安全委員会を定期的に実施すると共に、産業医による健康相談、場内の安全パトロールも定期的に実施している。また、職員に対する安全意識の向上を図る為の啓発活動も実施している。	ク	廃棄物処理法上、一般廃棄物の処理は市町村の固有事務であり、職場の事故防止、安全衛生の確保、職員の災害防止、健康維持を促進し、一般廃棄物の中間処理施設として継続的な市民サービスの向上を目指していく。	0.2			1	1			西部環境センター	ク-1
121	東部環境センター維持管理事業	東部環境センター維持管理事業	734,685	A												2	さいたま市で発生した一般廃棄物を安全、適正に処理し、市民生活、環境衛生を守り、快適な生活環境を確保する。	ク	当事業は、さいたま市で発生した一般廃棄物を安全、適正に処理するための中間処理施設を適正に維持管理するための必要経費である。しかしながら、緊縮財政の中で、同等の経費を維持することが困難であることから、「光熱水費削減」、「備品管理の徹底」、「委託内容の見直し」などを全職員で取り組み、施設全体の経費削減を目指す。	40.0	0.5		1	1			東部環境センター	ケ
122	東部環境センター維持管理事業	東部環境センター延命化対策事業	177,106	C		1	1		1	1	1					1	当施設は老朽化が深刻であるが、昨今の緊縮財政により、十分な修繕が行えず、重大な故障が発生しつつある。その一方で当施設に変わる施設の建設計画はなく、今後数十年の稼働が課せられている。この課題に対応するため、高額修繕を費用対効果を含め計画的に実施するとともに、「機器の統合」や「省エネ設備への転換」など施設全体のコスト削減を図る。	カ	当施設を今後十数年稼働させるためには、現状の延命化対策では不十分である。費用対効果を鑑み、今後数年で大規模修繕を行い、当施設を安全かつ安定的な施設にする必要がある。	4.5			1				東部環境センター	ケ
123	東部環境センター残渣処分事業	東部環境センター残渣処分事業	256,219	C		1	1		1	1	1					2	東部環境センターから発生する残渣(飛灰、焼却灰など)を適正に運搬・処分する。残渣の一部は、民間リサイクル施設においてセメント原料や人工砂化として有効利用するほか、市外最終処分場を活用するなど、市最終処分場の延命化を図る。	カ	残渣の資源化や市外最終処分場の活用などにより市最終処分場は延命化がなされているが、埋立率が着実に増加していることから、対策が急務となっている。今後は、民間リサイクル施設の活用を拡大する必要がある。	0.3			1				東部環境センター	カ-4
124	安全衛生推進事業(東部環境センター)	安全衛生推進事業(東部環境センター)	1,404	A												1	職員の事故防止及び安全衛生の徹底するとともに、健康管理並びに健康増進を図る。	ク	職員の安全衛生意識の向上を図り、公務災害ゼロを継続維持するために必要な事業である。	0.1			1	1			東部環境センター	ク-1
125	安全衛生推進事業(クリーンセンター大崎)	安全衛生推進事業(クリーンセンター大崎)	1,324	A												1	労働安全衛生法、さいたま市職員衛生管理組織規程に基づき、クリーンセンター大崎安全衛生委員会を設置し、委員会の運営並びに職員の安全衛生教育を行い、安全な作業を継続し、健康で作業に従事できるような環境を確保する。	ク	職場の事故防止、職員の安全衛生の確保並びに安全意識の向上を図り、公務災害ゼロを継続するために必要な事業で継続とする。	0.3	0.0	0.0	1	1			クリーンセンター大崎	ク-1
126	クリーンセンター大崎維持管理事業	クリーンセンター大崎維持管理事業	1,434,392	A		1				1	1					2	第一工場、第二工場の焼却施設、破砕施設並びに管理棟等施設の維持管理を行い、長期安定稼働に努めることにより、施設の円滑な運営を行う。	ク	平成23年度以降、第一工場焼却施設運転管理業務について、委託化し、成果を低下させずにコスト削減を進めながら安全かつ効率的なごみ処理を、今後も引き続き実施していくため、継続とする。	50.5	1.5	0.0	1	1			クリーンセンター大崎	ケ
127	クリーンセンター大崎維持管理事業	クリーンセンター大崎延命化対策事業	73,800	A		1	1		1	1						2	クリーンセンター大崎の第二工場は、さいたま市の中で最新の清掃工場ではあるが、竣工から14年が過ぎ、機器の更新時期を迎えている。施設の延命化の観点から効率的な整備が必要とされている。また、第一工場は、廃止の方向性が決まっているが、残された期間の確実な稼働を確保するため、必要最小限の整備をしなければならない。	カ	機器の更新修繕を費用対効果を含め、計画的に実施するとともに、「機器の統合」や「省エネ設備への転換」など施設全体のコスト削減を図るとともに、合理性や環境負荷の低減も視野に入れ、効果的な施設整備を施し延命化を目指す。	3.0	0.0	0.0	1				クリーンセンター大崎	ケ
128	クリーンセンター大崎残渣処分事業	クリーンセンター大崎残渣処分事業	425,650	A		1				1	1					2	一般廃棄物処理計画に基づき、ごみの最終処分について、クリーンセンター大崎から排出される焼却灰及び破砕後の不燃物等の処分をする。	ク	最終処分場の延命化のため、残渣物の処分を民間等に委託し、成果を低下させず焼却炉運転を適正かつ安全確実な運転管理に努め、焼却灰の発生量を抑えながら引き続き処理を行う必要があるため継続とする。	2.5	0.0	0.0	1				クリーンセンター大崎	オ-9

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 環境局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解					
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時			様 式 2	附 表 1	附 表 2	附 表 3	
129	クリーンセンター大崎残渣処分事業	クリーンセンター大崎再資源化事業	208,347	A		1						1	1	1	2	一般廃棄物処理計画に基づき、ごみの最終処分について、クリーンセンター大崎から排出される焼却灰及びばい塵をセメント再資源化する。	ク	最終処分場の延命化のため、残渣物の処分を民間等に委託し、成果を低下させず焼却炉運転を適正かつ安全確実な運転管理に努め、焼却灰の発生量を抑えながら引き続き処理を行い、資源の有効利用を図る必要があるため継続とする。	1.5	0.0	0.0	1				クリーンセンター大崎	カ-4	
130	岩槻環境センター維持管理事業	岩槻環境センター維持管理事業	708,684	A											2	さいたま市で発生した一般廃棄物を安全、適正に処理し、市民生活、環境衛生を守り、快適な生活環境を確保する。	キ	定期整備のコスト削減のため、建物・設備・機器等の修繕の分離発注を引続き進め競争性を導入する。 平成27年度新クリーンセンター竣工時で、焼却施設廃止。	7.0	0.0	0.0	1		1		岩槻環境センター	キ-2	
131	岩槻環境センター残渣処分事業	岩槻環境センター残渣処分事業	188,376	A											2	岩槻環境センターから焼却後、破砕後に発生する残渣(焼却灰、ばい塵、不燃物)を安全に運搬、適正に埋め立て処分する。残渣の一部を再資源化リサイクルとして人工砂化することにより資源の有効利用を図る。	ク	市最終処分場の延命化のため、民間リサイクル施設(最終処分場含む)の活用を拡大し、処理処分を行う。	1.0			1				岩槻環境センター	カ-4	
132	岩槻リサイクルプラザ維持管理事業	岩槻リサイクルプラザ維持管理事業	4,076	C										1	2	岩槻区内から発生する粗大ごみの中から、リサイクルのための収集品と市民直接持込による家具等を対象に、再度使用に耐えうる処理を施し、広く市民に安価なりサイクル品として提供していき、ごみの減量とリサイクルの意識の高揚を図る。	ク	ごみの減量とリサイクル意識の高揚を図るため、再生リサイクル品の提供を継続する。	2.0			1				岩槻環境センター	ク-1	
133	家庭吸込下水処理対策事業(大宮南部浄化センター)	家庭吸込下水処理対策事業(大宮南部浄化センター)	320	C									1	1	1	1	家庭吸込下水の収集運搬業者の指導及び吸込下水施設の機能維持管理に対する指導・啓発活動の実施 緊急時の収集業務。	ク	公共下水、流末排水が未整備の地域住民に必要な事業であり、行政の責務であるが、主業務である指導・啓発活動の内容を精査し、業務効率化の最適化を図る。	1.1	0.4		1				大宮南部浄化センター	ク-1
134	安全衛生推進事業(大宮南部浄化センター)	安全衛生推進事業(大宮南部浄化センター)	112	A											1	大宮南部浄化センター職員の作業に必要な資格等の取得、衛生思想の普及及び安全衛生教育を行う。	ク	職場における安全衛生の推進を図るための事業である。	0.2			1		1		大宮南部浄化センター	ク-1	
135	大宮南部浄化センター維持管理事業	大宮南部浄化センター維持管理事業	205,706	A											2	し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理するため、施設の日常点検及び定期整備を行い処理機能を維持する。また、処理水を適切な水質にて河川に放流する。また、処理過程で発生した汚泥を発酵肥料として販売し、廃棄物の有効利用を図る。なお、併設する学習施設(みぬま見聞館)及び庭園の管理運営を行い、環境教育拠点施設として自然の大切さ、環境保全の重要性を学べる見学会等を実施し、併せみぬま見聞館だよりの作成、HPに活動内容の掲示等、広報活動を行う。	ク	公共下水道の未整備地域に必要であり、法令により市に義務付けられている事業であるが、光熱水費・委託業務等の内容を精査しコスト削減を図る。	16.7	2.9		1		1			大宮南部浄化センター	ケ
136	安全衛生推進事業(クリーンセンター西堀)	安全衛生推進事業(クリーンセンター西堀)	241	A											1	クリーンセンター西堀職員に対する安全衛生教育の実施及び事故防止に関する啓発活動。	ク	安全衛生推進委員会の設置、運営により健康障害、労働災害防止措置を講じるなど、職場における安全衛生の推進を図るための事業を実施している。	0.2			1		1		クリーンセンター西堀	ク-1	
137	家庭吸込下水処理対策事業(クリーンセンター西堀)	家庭吸込下水処理対策事業(クリーンセンター西堀)	705	C									1	1	1	家庭吸込下水の収集運搬業者の指導及び吸込下水施設の機能維持管理に係る指導・啓発活動の実施。 災害緊急時の収集業務。	オ	主業務である指導、啓発活動の内容を精査し、業務効率化による職員配置の適正化を実施する。	0.5	0.5		1				クリーンセンター西堀	ク-1	
138	クリーンセンター西堀維持管理事業	クリーンセンター西堀維持管理事業	174,538	A											2	し尿・浄化槽汚泥及び家庭吸込下水を適正に処理するため、施設の運転・日常点検及び定期整備を行い、処理水を適切な水質にして河川に放流する。また、災害緊急時等の処理機能を維持する。	オ	公共下水道の未整備地域に必要であり、法令により市に義務付けられている事業であるが、光熱水費・委託業務等の内容を見直しコスト削減を行う。	15.3			1		1		クリーンセンター西堀	ケ	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 環境局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)								実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)			(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2			附 表 1	附 表 2
139	環境整備センター維持管理事業	一般廃棄物最終処分場 維持管理事業	181,739	A										2	うらわフェニックス、環境広場の埋立処分業務、水処理施設の適正な機能維持に伴う管理、定期修繕及び施設機能保全等を行う事業である。	ク	市内の中間処分場から排出される一般廃棄物残渣等を埋め立て、最終処分場と排水処理の適正な管理を行なっている。将来的には包括的な委託化を検討する。	3.0		0.5	1		1		環境整備センター	ク-1
140	環境整備センター維持管理事業	一般廃棄物埋立完了地 維持管理事業	64,811	A										2	高木第二、間宮の水処理施設の適正な機能維持に伴う管理、定期修繕及び施設機能保全等を行う事業である。	ク	一般廃棄物最終処分場として埋立てを終えた土地であるが、水処理について今後も適正に管理を行っていく。将来的には包括的な委託化を検討する。	2.3		0.5	1				環境整備センター	ク-1
141	環境整備センター維持管理事業	一般廃棄物旧埋立跡地 維持管理事業	9,520	C									1	2	廃棄物埋立跡地である高木第一、宮後、平林寺の周辺地域への環境保全等を行う業務である。	ク	一般廃棄物等の旧埋立跡地であり、今後も適正な管理を行う。	0.3			1				環境整備センター	ク-1
142	環境整備センター維持管理事業	箕輪適性閉鎖地 維持管理事業	3,373	A										2	旧岩槻市により建設された施設(埋立処分地適正閉鎖事業)であり、施設維持管理及び周辺地域の水質監視を行う事業である。	ク	一般廃棄物等の旧埋立跡地であり、今後も適正な管理を行う。	0.1			1				環境整備センター	ク-1
143	環境整備センター維持管理事業	一般廃棄物 県内最終処分事業	54,300	A										2	さいたま市より搬出される焼却灰、不燃残渣を埼玉県最終処分場へ埋立処分する業務である。	ク	県施設への搬入量が限定されることから、今後も市民等へのごみ減量等の必要性、重要性の理解を得るための啓蒙活動が引き続き必要である。	0.3			1				環境整備センター	オ-5
144	東部リサイクルセンター維持管理事業	東部リサイクルセンター維持管理事業	220,461	A				1						2	市内の家庭から分別排出された資源ごみを選別処理して再資源化を図り、回収資源の還元によるごみの減量・埋立処分地の延命化を図っている。	ク	資源物の選別運搬業務については民間委託としており、ごみ減量とリサイクルを推進するため、効率的選別・再資源化と施設の安定稼働に努め事業を継続する。	5.6	3.3	0.0	1		1		東部リサイクルセンター	ク-1
145	東部リサイクルセンター維持管理事業	リサイクル啓発事業	7,464	C				1						2	市民の方が買換えや引越などで不用になった家具類について、リユース(再使用)品として活用できる物は事前確認後引取り、補修等行い展示・販売を行い、ごみの減量・リサイクルの推進を図る。	ク	市民のリサイクル意識は、広報等により浸透してきており更に向上を図るため、回収物の精査等行い活動を継続する。	3.0	0.5	0.0	1				東部リサイクルセンター	ク-1